

政務活動費使途基準（議会運営委員会申合せ事項）

H 2 9 . 4 . 1 改正

※ 旅費については、御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例に準ずることとする。

項目	内容
調査研究費	<p>会派が行う市の事務、地方財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費(交通費、旅費、宿泊費等)</p> <p>宿泊費(1泊2食)：11,000円以内 日 当：2,000円(半日当の場合は1,000円) 交通費：目的地の往復には最短ルートを選択する 旅費等：視察の必要性、視察地で説明を受けたことの証明、視察地と視察目的の関連などを明確にする。</p>
研修費	<p>会派が研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)</p> <p>飲酒を伴う会議等への会費は認められない。</p>
広報費	<p>会派が行う活動、市政について市民に報告するために要する経費(広報紙、報告書印刷費、送料、会場費、ホームページ維持管理費等)</p>
広聴費	<p>会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費(会場費、印刷費、茶菓子代等)</p> <p>飲酒を伴う会議等への会費は認められない。</p>
要請・陳情活動費	<p>会派が要請・陳情活動を行うために必要な経費(資料印刷費、文書通信費、交通費等)</p> <p>飲酒を伴う会議等への会費は認められない。</p>
会議費	<p>会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費(会場費、資料印刷費、</p>

	<p>交通費、文書通信費、参加費等)</p> <p>飲酒を伴う会議等への会費は認められない。</p>
資料作成費	<p>会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース料等)</p> <p>各種事務機器類(パソコン、タブレット端末、デジタルカメラ、複合機など)については、リースやレンタル方式とし、負担割合は4分の1とする。<u>ただし、市議会ICT化推進事業で賃貸借するタブレット端末については、議会運営委員会で決定した金額及び納付方法とする。</u></p>
資料購入費	<p>会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費</p> <p>新聞代：専門紙(福祉新聞、農業新聞、教育新聞等)は認めるが、一般紙、各党機関紙は認められない。</p>
人件費	<p>会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費(給料、手当、賃金等)</p> <p>身内(親族)の雇用は慎重に</p>
事務所費	<p>会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、事務機器購入費、リース料、通信費等)</p> <p>各種事務機器類(パソコン、タブレット端末、デジタルカメラ、複合機など)については、リースやレンタル方式とし、負担割合は4分の1とする。</p>